任意継続被保険者各位

再就職した際の「資格喪失申請」について

再就職に伴い新しい資格を取得した場合、任意継続は「資格喪失申請」が必要です。
下記【３点をセット】にした資格喪失申請（脱退）の手続きをお願いいたします。
※再就職先から加入の資格取得日が記載された書類を入手されてからの手続きです。
重複加入となりますので早めの申請をお願いいたします。

【１】同封の「任意継続被保険者資格喪失申請書 兼還付申請書」（任継 03 ）
【２】新たに加入された資格取得年月日の記載された書類の写し１部（家族分含む写しが必要）
【３】ＮＥＣ健保発行の保険証（2024/11 以前発行のもの） （家族分含む返却が必要）
※【2】【3】で扶養するご家族様分がある場合はご一緒にお願いいたします。
※2024/12 以降の任継資格取得者は、【3】は不要です。
※住所など変更の場合は、同封の「氏名・住所・変更届」（任継 02 ）も提出願います。

（申請先） 〒１５０―００３１
東京都渋谷区桜丘町２９番１１号
日本電気健康保険組合 任意継続担当 宛

////////////　保険料と資格保有期間について　////////////

◎保険料納付と返金について

（1）月払いの方
任意継続保険料は、再就職先健保の資格取得日の属する月の前月分まで納付が必要ですが、資格喪失申請書等の NEC 健保到着日が当該月 13 日以降のときは、その月の保険料も一旦納付（口座振替）いただきますこと承知願います。
後日、銀行振込で返金いたします。

（2）半期または年間の前納払いの方
過払い分保険料は、後日銀行振込で返金いたします。
（注 1）再就職先健保の資格取得日の属する月以降の保険料を返金します。

（3）同月内での加入と脱退をされる方
例えば、6月20日に任継資格取得し、6月25日再就職（健保資格取得）の場合には
6 月分の保険料は納付いただきます。
（注 2）保険料は月単位で、日割はありません。

◎任意継続の資格保有期間について

再就職先に健康保険の資格取得日を確認してください。
任意継続被保険者としての資格保有期間は、再就職先健保の資格取得日の前日までです。